

概要版

第三期 取手市 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

未来を担う世代を育むまち取手



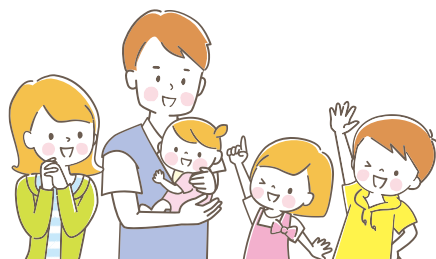
令和7年3月

茨城県 取手市

■ 計画策定の趣旨

本市では、令和元年度に策定した「第二期取手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての人が子どもや子育て支援についての関心と理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。

このたび、計画の期間が令和6年度に終了することから、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。



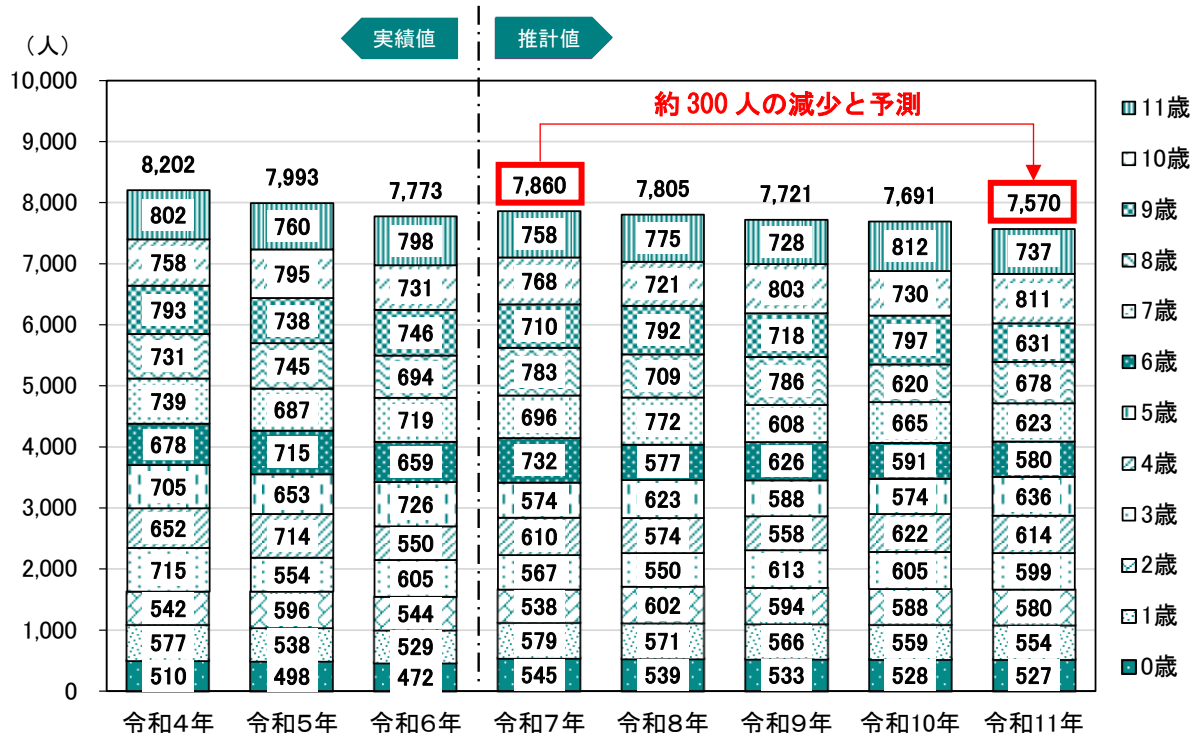
■ 計画の概要

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- 本計画は、「概ね18歳未満の子どもや子育て家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。
- 計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

■ 児童数の推移と推計

本市の児童数（0～11歳）は、令和11年には7,570人になると予測されます。

＜児童数の推移と推計＞

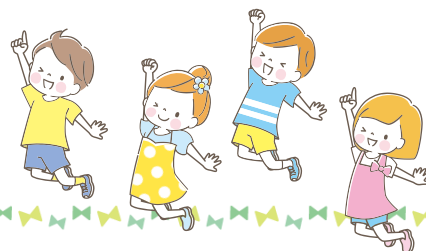


資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

■基本理念

未来を担う世代を育むまち取手

すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育て当事者が安心して子育てができるよう取手市次世代育成地域行動計画の基本理念を継承しつつ、自然豊かな取手市の地域の中で、市民、事業者とともに、取手の未来を担う世代を育むことを最大の目標とし、子ども・子育て支援施策を推進していきます。



■基本目標

基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

基本目標 2 子育てにやさしい地域づくり

基本目標 3 子どもと親を育む環境づくり

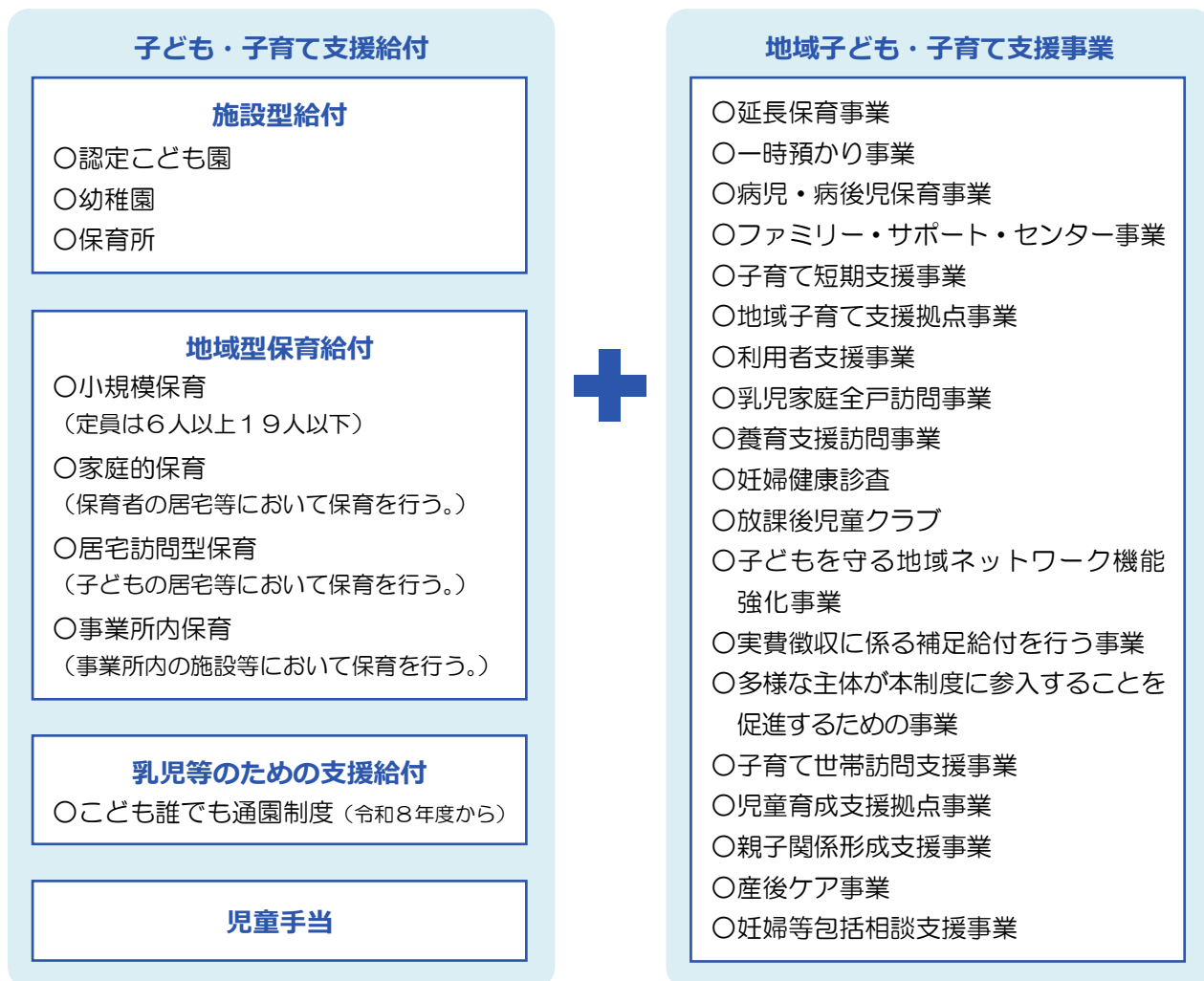
■計画の体系

基本理念のもと、次の3つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標	具体的施策
基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供	1. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 2. 地域子ども・子育て支援事業の展開
基本目標 2 子育てにやさしい地域づくり	1. 地域における子育て支援体制の充実 2. 子育て家庭への経済的支援 3. 親・家庭・地域の教育力の向上 4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実 5. 障害のある子どもの育ちの支援 6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成
基本目標 3 子どもと親を育む環境づくり	1. 母子保健・医療環境の充実 2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実 3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上 4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

■基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

●子ども・子育て支援新制度の全体像



●地域子ども・子育て支援事業の展開

事業名	事業概要
①延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
②一時預かり(幼稚園型)	従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育(教育活動)を実施する事業です。
③一時預かり(幼稚園型以外)	家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。
④病児・病後児保育事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
⑤ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

事業名	事業概要
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育をすることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に養育を依頼し、必要な保護を行う事業です。
⑦地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
⑧利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している人に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う事業です。
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
⑪妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑫放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室、体育館、校庭等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑬子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための事業です。
⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得者世帯の保護者が特定教育・保育施設等に支払う日用品・文房具等の費用を助成する事業です。また、低所得者世帯等の保護者が特定教育・保育施設等に支払う満3歳以上児の給食の副食費を補助する事業です。
⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対しての巡回支援や特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の職員加配にかかる費用を補助する事業です。事業経験のある者を活用した巡回支援や特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園の職員加配等が対象です。
⑯子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。
⑰児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
⑱親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。
⑲産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。
⑳妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊娠婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

■基本目標 2 子育てにやさしい地域づくり

1. 地域における子育て支援体制の充実

① 地域子育て支援センター	⑦ キッズプレイルーム
② とりでファミリー・サポート・センター	⑧ 子育て支援コーナー
③ こども家庭センター	⑨ んくもり学習支援
④ 保育コンシェルジュ	⑩ 子ども食堂の支援
⑤ Web サイト子育てタウン「ママフレ」	⑪ 妊産婦・子育て女性の健康づくり事業
⑥ 親子の絆づくりプログラム（BP1）	

2. 子育て家庭への経済的支援

① 妊婦のための支援給付金	⑥ 小児等医療費の助成
② 教育・保育給付	⑦ 就学援助費の助成
③ 児童手当支給	⑧ 取手市育英事業
④ 教育・保育施設の利用者負担の軽減と減免	⑨ 奨学金事業
⑤ 妊産婦医療費の助成	⑩ いばらき子育て家庭優待制度の協力

3. 親・家庭・地域の教育力の向上

① ブックスタート	③ 家庭教育学級全体研修会
② 子育て講座	

4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実

① 取手市要保護児童対策地域協議会	⑦ 自立支援教育訓練給付金事業
② 民生委員児童委員相談事業	⑧ 子育て短期支援事業
③ 児童扶養手当支給	⑨ 養育支援訪問事業
④ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	⑩ 日常生活支援事業
⑤ ひとり親家庭等医療費助成	⑪ ひとり親家庭相談
⑥ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	⑫ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

5. 障害のある子どもの育ちの支援

① 児童発達支援システム	⑧ 身体障害者（児）補装具等交付
② 取手市立こども発達センター	⑨ 重度障害者（児）等の医療費の助成
③ 特別児童扶養手当支給	⑩ 重度障害者（児）日常生活用具給付
④ 障害児福祉手当支給	⑪ 障害児保育の充実（インクルーシブ保育の充実）
⑤ 在宅障害児福祉手当の支給	⑫ 特別支援学級の充実
⑥ 自立支援医療の給付	⑬ 特別支援教育就学奨励費の助成
⑦ 障害児通所支援・障害児入所支援	

6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成

① ウェルカムベビークラス	③ 病児保育事業
② 延長保育事業	④ 休業制度普及事業

進行管理する事業	●親子の絆づくりプログラム 子育ての知識を学ぶだけではなく、助け合える仲間をつくり、親が安定した心で子どもに関わることができるように、認定資格をもった保健センターの保健師等がプログラムを実施します。	●ブックスタート 4か月児健診時に対象者に絵本を配布します。ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を通じた親子の絆づくりを伝えていきます。	●地域子育て支援拠点事業 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、地域において、子育て親子の交流、子育てに関する相談の実施、地域の子育て関連の情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習の開催などを実施します。
	R 5 実績値	R 5 実績値	R 5 実績値
	97.3%	98%	5 か所
	R 11 計画値	R 11 計画値	R 11 計画値
	98%	99%	7 か所

■基本目標 3 子どもと親を育む環境づくり

1. 母子保健・医療環境の充実

① 母子健康手帳の交付	⑨ 乳幼児育児相談
② 母子健康手帳アプリ	⑩ 乳幼児健康診査
③ マタニティクラス	⑪ 予防接種
④ 妊産婦健康診査	⑫ 離乳食や栄養相談
⑤ 新生児聴覚検査	⑬ 1歳歯つびい歯みがき教室
⑥ 産後ケア事業	⑭ 健康教室・講演会
⑦ 妊産婦・乳幼児訪問指導	⑮ 親子教室
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	⑯ 休日・夜間診療の実施

2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実

① 教育相談	④ 青少年センターにおける相談業務
② 思春期における健康教育	⑤ レッツトライ高校生講座
③ 適応指導教室の充実	⑥ ヤングケアラー支援事業

3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上

① 放課後子どもクラブ	⑦ 青少年相談員による街頭指導
② 子どもふれあいひろば	⑧ 幼保小中の校種間連携教育の推進
③ 東京藝術大学と小中学生との交流	⑨ 就業能力・意欲を高める教育
④ 乳幼児とのふれあい交流	⑩ 学校図書館―市立図書館連携事業（ほんくる）
⑤ 有害図書立入調査	⑪ うちどく（家庭での読書）
⑥ 少年の主張大会の開催	⑫ 訪問型家庭教育支援事業

4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

① 小貝川フラワーカナル事業	④ 防犯教室
② 岡堰水辺プラザ	⑤ 青少年健全育成団体による夏季特別街頭指導活動の推進
③ 交通安全教室	⑥ こども110番の家

進行管理する事業

●マタニティクラス

妊娠中の方とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。仲間づくりの視点をもって実施します。

R 5実績値	R 11計画値
167人	180人

●学校図書館―市立図書館連携事業（ほんくる）

市立小中学校の児童生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスにより、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備します。

小学生	R 5実績値	R 11計画値
	44%	50%
中学生	R 5実績値	R 11計画値
	18%	20%

●こども110番の家

市内におけるこども110番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童生徒の安全確保に努めます。

R 5実績値	R 11計画値
1,905件	1,965件



■ 計画の推進

1

計画の周知・広報

計画の推進を図るには、子どもと子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策・事業等の取り組みについて、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、広報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。

2

計画の推進体制

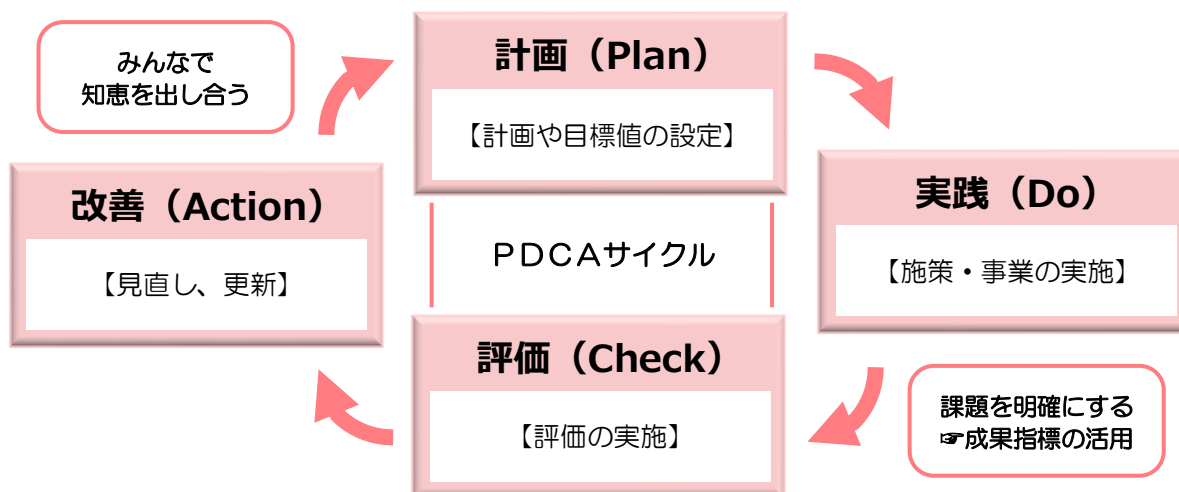
計画推進の核となる行政は、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携を強化し、計画に掲げる施策・事業に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、支援施策の充実を図っていきます。

3

計画の進捗管理

計画の進捗管理及び実施状況の評価は、こども政策課が中心となり、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、計画の進捗を管理します。

計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、第三期計画で設定した成果指標と目標値等を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、進捗管理を行います。



第三期取手市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行：取手市

編集：取手市 福祉部 子育て支援課

※令和7年4月から組織変更により「こども部 こども政策課」となります。

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL：0297-74-2141（代表）

URL：<https://www.city.toride.ibaraki.jp>